

第 69 号

2020年（令和 2 年）

5月発行

いで 議会だより



新役場庁舎イメージ

一般会計で実施する主な事業	2P
令和2年度一般会計予算	3P
令和2年度会計別予算	4P
3月定例会で決まった事	5P
町政を問う	8P
常任委員会報告	16P
多賀小学校の紹介・編集後記	18P

一般会計で実施する主な事業

自然と調和のとれた個性が光る秩序あるまちづくり

- 国道24号城陽井手木津川バイパスアクセス道路整備 400万円
- 町道20-10号線他道路改良 1260万円
- 町内道路舗装 510万円
- 町内河川浚渫 1090万円

活力のある産業の振興と快適で潤いのあるまちづくり

- 地域営農継続支援 30万円
- いでちょう百縁商店街事業補助 40万円

あすを創造する教育や文化、福祉をはぐくむまちづくり

- 町民体育大会支援事業 50万円
- 給食センター施設整備 1297万円
- 老人福祉センター空調改修 1200万円
- いづみ保育園保育室改修 70万円
- 町内公園整備 250万円
- 多賀地区町営住宅建替事業 8410万円
- 町営住宅バリアフリー化事業 3300万円

つながりとふれあいを大切に、みんなでとりくむまちづくり

- 新庁舎等基本設計・実施設計 4900万円
- 新庁舎等建設用地購入 1億150万円
- 「道の駅」的休憩施設開設準備事業 500万円
- 井手町地域おこし協力隊事業 530万円
- 首都圏人材京都還流促進事業 200万円
- 防災情報通信設備更新 330万円
- 防災広場整備 1000万円



新庁舎等基本設計



老人福祉センター空調改修



多賀地区町営住宅建替事業



防災情報通信設備更新

令和2年度 予算



いでたんが
わかりやすく解説します!

井手町のお金

(千円四捨五入)

入る予定のお金
40億 9200万円

一般会計

使う予定のお金
40億 9200万円

自主財源(皆さんからのお金)

皆さまで井手町に収めて
いただく税金

特別会計や基金から入って
くるお金

その他の収入

依存財源(国や府からのお金)

国が徴収する税金(所得税・法人
税・酒税・消費税・地方法人
税)の中から町の財政需要な
どに応じて交付されるもの

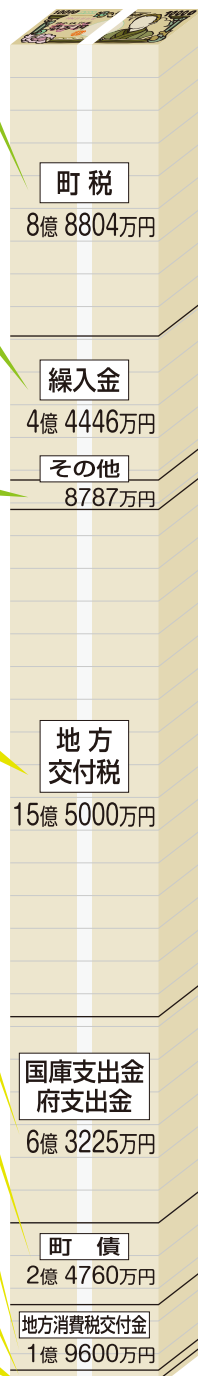
国・府からの補助金や負担
金

銀行などからの借入れ(借
金)

地方消費税の一部を、府が
人口と従業員数で按分し町
に対して交付するもの

国が徴収した特定の
税目の税率を一定の
基準により町に譲与するもの

国・府が一定の基準により、
町に対して交付するもの



職員や特別職の給与、議員、
会計年度任用職員、各種委
員会委員の報酬のお金

障がい者自立支援給付費、
児童手当、医療費助成など
社会保障関係のお金

町が借り入れたお金の返済
に充てるお金

道路や学校、大規模修繕費
といった町の資産の形成や
災害復旧に使われるお金

町から地方公共団体や民間の団
体に対して公益上必要な場合に
支払われる負担金や補助金

旅費、交際費、消耗品や備品
購入費など消費的性質のお金

一般会計と特別会計相互間
において資金運用するため
のお金

義務的経費

投資的経費

その他の経費

令和2年度 会計別予算

会 計 名		予 算 額	前年度比(%)
一 般 会 計		40億 9200万円	0.6 %
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	9億 5686万円	△ 5.1 %
	井 手 町 水 道 事 業	1億 6607万円	△ 30.7 %
	多 賀 地 区 簡 易 水 道 事 業	5920万円	△ 3.0 %
	公 共 下 水 道 事 業	5億 996万円	10.2 %
	介 護 保 険	9億 2025万円	4.6 %
	後 期 高 齢 者 医 療	1億 2468万円	12.7 %
	多 賀 財 産 区	298万円	1.1 %
	小 計	27億 4000万円	△ 0.9 %
合 計		68億 3200万円	

町長の予算編成方針(要旨)

町の主人公は住民との認識のもと今後も引き続き、この姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えている。

本町の最も大きな課題は人口の減少を食い止め、いかにしてまちを活性化させるかであり、そのために利便性向上を図るためのJR奈良線の複線化、雇用創出や税収の確保のための企業誘致、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井

手木津川バイパスの整備が最も重要であると考えている。また井手町地域創生計画、庁舎建設に向けた取り組み、多賀地区町営住宅の建て替えなどにも着実に取り組んでいきたい。

こうした点を十分に念頭に置くとともに、その他の各分野についても行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上した。

賛 成 討 論

令和2年度の当初予算は、財源を重点的・効率的に配分されると共にこれまで積み立ててこられた各種基金を有効に活用するなど、住民参画のもと透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっている。

一般会計予算では従前からの継続事業にも充分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組む予算が計上されている。

利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、また新庁舎建設に向けて新庁舎等建設用地購入費用や新庁舎等基本設計・実施設計業務、自動車急発進防止装置取付の補助、産後ケア事業や各種健診事業の実施、地域営農継続支援事業や新規就農者確保対策事業、森林整備事業「道の駅」的休憩施設開設準備事業、国道24号城陽井手木津川バイパスアクセス道路整備事業に伴う測量業務、多賀地区町営住宅建替事業、給食費の完全無償化にも予算計上されている。多岐に渡る住民要望に十分にこたえられ、安心・安全のまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっている。

また特別会計では医療・介護・高齢福祉など、住民が安心して暮らせるための予算となっており、財政状況が厳しい中、大変努力され充実した予算編成になっている。

(脇本尚憲議員)

討論

一般会計予算賛成7 反対1で可決

反 対 討 論

新年度予算は全く不十分で緊迫感にかけものとなっています。

一般会計では町会議員の報酬が、引き上げられます。これまでの参与という特別職が廃止されますが、本町では正規職員106人に対して会計年度任用職員はその倍近い207人を予定しており、まさに「官製のワーキングプア」によって役場が支えられている状況でいいのでしょうか。

国民健康保険会計では、全く収入のない子どもにまで頭割りで国保税をかける人頭税的やり方は過酷すぎます。今年は国保証の更新の時期を迎えていますが、6カ月間の短期証の対象者には郵送されていません。

後期高齢者医療会計では、年齢によって医療を差別化し、これまで家族に扶養されていた低所得の高齢者にまで全員保険料を徴収する制度は、一刻も早く制度を廃止するべきです。

介護保険会計では、介護保険制度にある事業でも介護度の低い人は利用できない制度になっています。福祉用具購入に際しては、自己負担額だけを支払えば済む「受領委任払い制度」を早急に導入するよう求めます。

(谷田みさお議員)

3月定例会で 決まったこと

小・中学校に無線LAN環境整備

森林環境整備のため基金条例制定

3月9日から25日まで開催された3月定例会では令和2年度の新年度予算、令和元年度補正予算条例制定など23件の提案があり慎重に審議し、すべて可決となりました。

伴い「特別職」が厳格化されることから現行の参与の設置条例を廃止しつつ高度の専門的な知識又は優れた意見を有する者を任用するため本条例を制定するものです。

条例制定

●井手町一般職の任期付職員採用等に関する条例制定

地方公務員法の改正に

●森林整備等基金条例制定

森林環境整備に必要な財源を確保するため、森林環境譲与税を積み立てる条例の制定です。

改正した条例

●井手町印鑑条例の一部を改正

印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い成年被後見人でも一定の条件があれば印鑑登録を行うことが可能となります。

●井手町監査委員条例の一部改正

地方自治法の改正に伴う条例の一部改正です。

●井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議員報酬について、特別職報酬等審議会に対し諮問し、その答申に基づき議員報酬額を改定するため本条例の一部を改正するものです。

●井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

JR玉水駅東交通広場へ新たに駐輪場を設置するための条例の一部改正です。

●井手町営住宅等設置及び管理条例の一部改正

住宅入居の際における保証人の手続きを改めるとともに、不正の行為によって入居した者から徴

収する金銭に係る利息の割合を改めるなどの条例の規定を整理するため改正を行うものです。

令和元年度 補正予算

●一般会計(第5回)

補正総額は9153万9000円(減額)で一般会計予算の総額は41億4062万6000円です。

主な内容

商工関係

企業立地促進助成

207万1000円

地域経済の活性化と雇用創出を図るための条例に基づき工場等を設置する企業に対する補助が当初予定していた金額を上回る見込みがあることから補正するものです。

教育関係

校内無線LAN環境構築

3550万円

すべての小中学校に、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備するものです。

総務関係

ふるさと応援基金積立金

87万円

まちづくりに役立ててほしいと寄附をいただきましたのでその趣旨に沿い、ふるさと応援基金に積み立てるものです。

●一般会計(第6回)

補正総額は365万円で一般会計予算の総額は41億4427万6000円です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための空気清浄機や非接触型の赤外線体温計の購入費です。

村田照久氏



● 人権擁護委員

諮問案件

● 公共下水道事業特別
会計(第1回)
補正総額は834万
6000円で補正後の総
額は4億7104万
6000円です。

● 後期高齢者医療特別
会計(第1回)
補正総額は241万円
で補正後の総額は1億
1301万2000円で
す。

町道12-36号線の起点
及び終点場所の変更です。

● 町道路線変更

その他

村田吉男氏



● 固定資産評価審査委員

松田定氏



● 井手町教育長

同意案件

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルスは、急速に感染範囲を広げ、わが国をはじめ多くの国と地域において死者を含め多くの感染者が発生している。

現在、わが国において、3月18日現在で約1600名の感染者が発生し、その数は日増しに増加の様相を見せている。

感染の状況が時々刻々と変化し、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしているため、早急な対応が強く求められている。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、国民生活への影響を最小限に抑えるよう、以下の対応に全力を挙げて取り組むよう強く求める。

記

1. 国内における感染拡大の防止に努め、感染者への徹底した追跡調査を行い、個人情報等に配慮しながら、迅速で正確な情報提供を進めること。
2. 相談窓口の周知徹底を図るとともに、相談体制や検査実施等の強化充実を図ること。
3. 感染症指定医療機関の診療体制に万全を期すこと。
4. 観光産業及びその関連産業等に対する風評被害の対応、緊急の資金融資等の支援及びその周知を速やかに進め、経済への影響を最小限にとどめるよう努力すること。
5. 必要な国庫負担等について、速やかに措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月25日

京都府井手町議会

提出先

衆議院議長 大島 理 森 様
内閣総理大臣 安部 晋 三 様
財務大臣 麻生 太 郎 様
厚生労働大臣 加藤 勝 信 様
経済産業大臣 梶山 弘 志 様

参議院議長 山東 昭 子 様
内閣官房長官 菅 義 偉 様
総務大臣 高市 早 苗 様
農林水産大臣 江藤 拓 様
国土交通大臣 赤羽 一 嘉 様

令和2年 3月定例会 議案・議決結果一覧表

審議結果等は次の通りです。(○=賛成 ×=反対 —=欠席) *岡田久雄議長は、採決に加わっておりません。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果	議 員 名								
				奥田 俊夫	脇本 尚憲	谷田 利一	西島 寛道	古川 昭義	丸山 久志	中坊 陽	谷田 みさお	木村 武壽
議案第1号	井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	×	○
議案第2号	井手町森林整備等基金条例制定の件	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
議案第3号	井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	令和2年 3月11日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第4号	井手町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件	令和2年 3月11日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第5号	井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和2年 3月11日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	×	○
議案第6号	井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	令和2年 3月11日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第7号	井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件	令和2年 3月11日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第8号	井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件	令和2年 3月9日	同 意	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第9号	井手町教育長選任につき同意を求める件	令和2年 3月9日	同 意	○	○	○	○	—	○	○	×	○
議案第10号	町道路線変更の件	令和2年 3月9日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第11号	令和元年度井手町一般会計補正予算(第5回)	令和2年 3月9日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第12号	令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)	令和2年 3月9日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第13号	令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)	令和2年 3月9日	原案可決	○	○	○	○	—	○	○	○	○
議案第14号	令和2年度井手町一般会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	×	○
議案第15号	令和2年度井手町国民健康保険特別会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	×	○
議案第16号	令和2年度井手町水道事業会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
議案第17号	令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
議案第18号	令和2年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	×	○
議案第19号	令和2年度井手町介護保険特別会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	×	○
議案第20号	令和2年度井手町公共下水道事業特別会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
議案第21号	令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
議案第22号	令和元年度井手町一般会計補正予算(第6回)	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	令和2年 3月9日	意見なし	○	○	○	○	—	○	○	○	○
発議第1号	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書	令和2年 3月25日	原案可決	○	○	○	○		○	○	○	○
	議員の辞職について	令和2年 3月16日	許 可									

(古川昭義議員は一身上の都合で辞職願を提出されました)

町政を問う

たに だ とし かず
谷田 利一 議員 (9P)

- ◆ 住民税収
- ◆ JR玉水駅前活用は

にし じま ひろ みち
西島 寛道 議員 (13P)

- ◆ 木造住宅耐震改修事業の補助金
- ◆ 有王グラウンドのトイレ

なか ぼう あきら
中坊 陽 議員 (10P)

- ◆ 城陽井手木津川線の完成に向けて
- ◆ インフルエンザに対する小中学校での対応

き むら たけ ひさ
木村 武寿 議員 (14P)

- ◆ 当初予算
- ◆ 学校教育環境
- ◆ 国道24号バイパス

わき もと たか のり
脇本 尚憲 議員 (11P)

- ◆ 成人年齢引き下げに伴う成人式の取り扱い
- ◆ 無電柱化の取り組み

たに だ
谷田 みさお 議員 (15P)

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策
- ◆ 聞こえの支援
- ◆ 外国人住民への支援

おく だ とし お
奥田 俊夫 議員 (12P)

- ◆ 生活道路や避難道路の安全対策
- ◆ 南海トラフ巨大地震への備えや対策

議会傍聴にお越しく下さい

議会は誰でも傍聴することができます 詳細は議会事務局まで 電話 82-6172

井手町
ホームページ
議事録集 QRコード



令和2年6月定例会の
日程はホームページ等で
ご確認ください。

谷田利一 議員



特別徴収義務者の件数は

- 平成30年度から個人住民税の特別徴収について、すべての給与支払者（事業主）が特別徴収をする事になった。地方税法上、個人住民税は特別徴収が義務とされている。そこで問う。
- ① 普通徴収と特別徴収の違い。
- ② 特別徴収対象義務者はどのように指定されるのか。
- ③ 特別徴収義務者の件数。対象人数。
- ④ 特別徴収が義務となり個人住民税の滞納状況の変化は。
- ⑤ 特別徴収が出来ていない事業所への周知は。
- ⑥ 所得税と住民税の納税時期の違いなど、「広報いで」による周知の考えは。
- ⑦ 本町の税務相談ではどのような相談が多いのか。

税務
乾課長

令和元年度は1292件

① 普通徴収は納税義務者

が6・8・10・11月の
年4回の納期に納付す

る。特別徴収は、給与や年金の支払者が納税義務者に代わって納入する。

② 市町村が所得税の源泉徴収義務者（事業所等）を特別徴収義務者に指定する。

③ 令和元年度当初課税時点で、給与に係る特別徴収義務者数は1292

人、特別徴収の対象者は2091人となっている。

④ 取組を開始する前後の滞納状況は、特段大きな変化はない。

⑤ 「広報いで」やホームページで周知。未実施の事業所には、案内チラシや電話による制度説明を行っている。

⑥ 課税時期の違いによる問い合わせ、苦情等は、税務課には寄せられていない。今後そのような声が多くなれば広報掲載を検討する。

⑦ 課税根拠・町税の手続き・納税に関する相談。



送付される納付書

タクシーの待機場所設置は

C

玉水駅前ロータリー

—も出来あがり美しく生



整備された駅前ロータリー

② 都市計画決定時の公安委員会協議の結果、ロータリー内にタクシーの駐車スペースは設けることが出来ない。

駅の利便性向上を図る観点からタクシーの利用需要を調査していきたい。

建設
西田課長

利用需要を調査

① ロータリー完成後は

駅の自由通路と併せて
町道として本町が管理
する。

まれ変わった。

近隣の京田辺駅前・三山木駅前・同志社大学前には、タクシーの待機場所が設置されている。そこで問う。

① 新しくなったロータリーはこの管理になる

のか。

② 駅前にタクシーの待機場所の設置は出来ないのか。タクシー業者に要請し、住民からの配車要望がどの位あるのか調査を行い、検証しては。